

市第 160 号議案

横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例及び横浜市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正

横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例及び横浜市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年3月14日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例及び横浜市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

（横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例の一部改正）

第1条 横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第179条に次の1項を加える。

- 3 指定就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに、その希望を踏まえたものとしなければならない。

第180条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、

第1項の次に次の1項を加える。

- 2 指定就労継続支援A型事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。

第180条に次の1項を加える。

- 6 賃金及び第3項の工賃の支払に要する額は、原則として、自立支援給付をもって充ててはならない。ただし、災害その他のやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

第184条の次に次の1条を加える。

(運営規程)

第184条の2 指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型事業所ごとに次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 利用定員
- (5) 指定就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものを除く。）並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- (6) 指定就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものに限る。）、賃金及び第180条第3項の工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間
- (7) 通常の事業の実施地域

- (8) サービスの利用に当たっての留意事項
- (9) 緊急時等における対応方法
- (10) 非常災害の対策
- (11) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類
- (12) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (13) その他運営に関する重要事項

第185条中「第88条から」の次に「第90条まで、第92条から」を加え、「第185条において準用する第91条」を「第184条の2」に改め、「特例訓練等給付費」との次に「、第94条中「運営規程」とあるのは「第184条の2の運営規程」と」を加える。

(横浜市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第2条 横浜市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第66号）の一部を次のように改正する。

第71条の次に次の1条を加える。

(運営規程)

第71条の2 就労継続支援A型事業者は、就労継続支援A型事業所ごとに次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 利用定員

- (5) 就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものを除く。）
並びに利用者から受領する費用の種類及びその額
- (6) 就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものに限る。）
、賃金及び第79条第3項の工賃並びに利用者の労働時間及び
作業時間
- (7) 通常の実業の実施地域
- (8) サービスの利用に当たっての留意事項
- (9) 緊急時等における対応方法
- (10) 非常災害の対策
- (11) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、当
該障害の種類
- (12) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (13) その他運営に関する重要事項

第72条第2項中「第79条第2項から第4項まで」を「第79条第3項から第5項まで」に改める。

第78条に次の1項を加える。

- 3 就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、
利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに、
その希望を踏まえたものとしなければならない。

第79条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 就労継続支援A型事業者は、生産活動に係る事業の収入から
生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額
が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければな

らない。

第84条中「、第36条」を削る。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

提 案 理 由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則等の一部を改正する省令の制定に伴い、関係規定の整備を図るため、横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例及び横浜市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する必要があるので提案する。

参 考

横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現 行）

（就 労）

第 179 条 （第 1 項及び第 2 項省略）

3 指定就労継続支援 A 型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに、その希望を踏まえたものとしなければならない。

（賃金及び工賃）

第 180 条 （第 1 項省略）

2 指定就労継続支援 A 型事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。

$\frac{3}{2}$ （本文省略）

$\frac{4}{3}$ （本文省略）

$\frac{5}{4}$ 第 3 項
第 2 項の規定により雇用契約を締結していない利用者それぞれに対し支払われる 1 月当たりの工賃の平均額は、3,000 円を下回ってはならない。

6 賃金及び第 3 項の工賃の支払に要する額は、原則として、自立支援給付をもって充ててはならない。ただし、災害その他のやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

（運営規程）

第 184 条の 2 指定就労継続支援 A 型事業者は、指定就労継続支援

A型事業所ごとに次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 利用定員
- (5) 指定就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものを除く。）並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- (6) 指定就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものに限る。）、賃金及び第180条第3項の工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間
- (7) 通常の事業の実施地域
- (8) サービスの利用に当たっての留意事項
- (9) 緊急時等における対応方法
- (10) 非常災害の対策
- (11) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類
- (12) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (13) その他運営に関する重要事項

（準用）

第185条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第75条から第77条まで、第88条から第90条まで、第92条から第94条まで、第146条、第147条及び第171条の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用す

る。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「第184条の2」と、第16条中「介護給付費」
第185条において準用する第91条」とあるのは「訓練等給付費」と、第21条第2項ただし書中「次条
第1項」とあるのは「第185条において準用する第146条第1項」と、第24条第1項中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」
と、同条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第185条にお
いて準用する第146条第2項」と、第59条第1項及び第60条（第
3項及び第9項を除く。）中「療養介護計画」とあるのは「就労
継続支援A型計画」と、第77条第2項第1号中「療養介護計画」
とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同項第2号中「第55条
第1項」とあるのは「第185条において準用する第20条第1項」
と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第185条において準用
する第90条」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「
第185条」と、第90条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」
とあるのは「訓練等給付費又は特例訓練等給付費」と、第94条
中「運営規程」とあるのは「第184条の2の運営規程」と読み替
えるものとする。

横浜市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関
する条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現行）

（運営規程）

第71条の2 就労継続支援A型事業者は、就労継続支援A型事業所
ごとに次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規
程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 利用定員
- (5) 就労継続支援 A 型の内容（生産活動に係るものを除く。）並びに利用者から受領する費用の種類及びその額
- (6) 就労継続支援 A 型の内容（生産活動に係るものに限る。）、賃金及び第 79 条第 3 項の工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間
- (7) 通常の事業の実施地域
- (8) サービスの利用に当たっての留意事項
- (9) 緊急時等における対応方法
- (10) 非常災害の対策
- (11) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類
- (12) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (13) その他運営に関する重要事項

（規模）

第 72 条 （第 1 項省略）

- 2 就労継続支援 A 型事業者が第 77 条第 2 項の規定により雇用契約を締結していない利用者（次項及び 第 79 条第 3 項から第 5 項まで 第 79 条第 2 項から第 4 項までにおいて「雇用契約を締結していない利用者」という。）に対して就労継続支援 A 型を提供する場合における雇用契約を締結している利用者に係る利用定員は、10 人を下回ってはならない。

（第 3 項省略）

(就労)

第78条 (第1項及び第2項省略)

3 就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに、その希望を踏まえたものとしなければならない。

(賃金及び工賃)

第79条 (第1項省略)

2 就労継続支援A型事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない

。

3 (本文省略)

4 (本文省略)

5 第3項の規定により雇用契約を締結していない利用者それぞれ
4 第2項に対し支払われる1月当たりの工賃の平均額は、3,000円を下回ってはならない。

(準用)

第84条 第8条、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第32条まで、第34条~~、第36条~~、第41条、第45条から第49条まで及び第53条の規定は、就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第1号、第16条第1項及び第17条(第3項及び第9項を除く。)中「療養介護計画」とあるのは、「就労継続支援A型計画」と読み替えるものとする。